

# 日独の国際文化交流政策

## —その変遷と特徴—

坂戸 勝

### I. はじめに

#### (1) 本稿の意図

先の大戦の敗戦から産業を立て直し、民主主義・自由主義を標榜して国際社会への復帰を図ったドイツ連邦共和国と日本の間には、その「対外文化政策」(Auswärtige Kulturpolitik)と「国際文化交流事業」において、歴史的背景や両国を取巻く政治状況からの異なる要素はあるものの、時代を共有するものとしての共通要素が多く見られる。本稿は、第一次世界大戦後から百年間の両国の文化活動を通じた国際関係構築の軌跡を俯瞰的な視点から辿り、異なる様相と類似する特徴を窺うことで、対外文化政策と国際文化交流事業と称する活動の展開を描くものである。対象とした時代の幅が長きにわたり、疎漏であることは免れないが、両国のこの種の活動の変遷と特徴の見取り図として参考となれば幸いである。

#### (2) 活動理念展開の素描

ドイツの対外文化政策活動は、クルト＝ユルゲン・マース(Kurt-Jürgen Maaß)によると、ワイマール期において、「ドイツの国際社会への復帰、新たな友人とパートナーの獲得、ドイツの観方と立場への支持、尊敬と信頼そして共感の再獲得に何よりも関わるもの」とされた<sup>1</sup>。第二次世界大戦後もこの考え方が踏襲されたが、1960年代に「新しいドイツの民主主義と自らの困難な過去と向き合う(中略)像の伝達」が中心を占めるようになった。「70年代には互惠概念、すなわち双方向の文化交流」が加わり、近年はさらに「価値、規範や原則を伝達し、民主主義と社会的市場経済の方向への個々の国の発展過程を支援することを促進し、さらには法治社会構造、政治や社会での参与的な意思決定過程、制度形成等を進展させることにより紛争に立ち向かい解決する能力を促進すること」と解されている。対外文化政策は、自国への理解・共感・信頼を促すことから出発し、後に他国への理解と関心も高めることが加わり、そして現在においては、自らが文化的社会的に築き上げたもので他国に貢献する活動も対象としていると要約できよう。

この理念的なものの展開過程は、国際連盟脱退後に日本が「鞏固なる機関を組織し、官民力を協せて事に当る」<sup>2</sup>ために1934年に設立した財団法人国際文化振興会が、戦後を経て1972年にその中に「発展的解消をとげ」た<sup>3</sup>国際交流基金と、その後独立行政法人となった国際交流基金の各々が掲げた目的の展開に通じる。国際文化振興会は目的に「国際間文化ノ交換殊ニ日本及東方文化ノ海外宣揚」<sup>4</sup>を掲げ、戦後はこれを「国際間の文化の交流特に日本文化の海外紹介」<sup>5</sup>に修正した。1972年に生まれた特殊法人国際交流基金は、その目的を「わが国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進するとともに、国際友好親善を促進する」と掲げ<sup>6</sup>、2003年に独立行政法人となった後は、「我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献」すると謳っている<sup>7</sup>。すなわち、国際文化交流事業の目的は、国際文化振興会と国際交流基金に窺える限りにおいては、国際間の文

1 Kurt-Jürgen Maaß Hrsg. "Kultur und Aussenpolitik" (Nomos Verlagsgesellschaft, 2005)。同段落の対外文化政策の解釈はP23-24に拠る。

2 1934年4月財団法人国際文化振興会設立趣意書

3 「国際交流基金15年のあゆみ」(国際交流基金、1990年)P.18

4 1934年国際文化振興会寄付行為第4条。

5 1962年8月29日変更認可財団法人国際文化振興会寄付行為第4条。全文は「この法人は国際間の文化の交流特に日本文化の海外紹介を図り、世界文化の進展及び人類福祉の増進に貢献することを目的とする」。

6 国際交流基金法(1972年法律第48号)第1条。全文は「国際交流基金は、わが国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進するとともに、国際友好親善を促進するため、国際文化交流事業を効率的に行い、もって世界文化の向上及び人類の福祉に貢献することを目的とする」。

7 2004年法律第137号第3条。全文は「独立行政法人国際交流基金(以下「基金という」)は、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良

文化交流ないしは国際相互理解の増進という双方向性を掲げながら、その重点は自国文化（戦前は東方文化も）の「宣揚」から「紹介」まで、一貫して「わが国に対する（中略）理解を深め」という基調があり、これに21世紀に入って「文化その他の分野において世界に貢献」という、ドイツと相似の活動が加わったものである。国際文化振興会及び国際交流基金における双方向の交流、すなわち「日本文化の宣揚（紹介）」に対する「他文化の受容」活動が長らく限られた比重しか持ちえず、目に見える形での導入が1980年代末になったことを考えると、自国への理解の促進から、相互理解の増進を経て、他国（世界）への貢献という、国際文化交流事業の拡大過程は概ね日独間で共通していた。

ただし、芝崎厚士は日本の国際文化交流事業の目的意識の背景に独特の「文化的使命観」があることを指摘している<sup>8</sup>。国際文化振興会の目的規定は、「国際間文化ノ交換殊ニ日本及東方文化ノ海外宣揚」を図ることで、「世界文化ノ進展及人類福祉ノ増進ニ貢献スル」との二重構造になっていた。芝崎はこの二重構造に、「近代以前には東洋文化を積極的に吸収し」、「近代以降は西洋文化を積極的に吸収し」て「独立自尊を保ち」、「このような独自の来歴を持つ（中略）世界に類をみない唯一の存在」である日本が、「そのような役割を果たすことで（中略）人類文化、世界文化の向上に貢献する使命を担っている」との意識が内在していると言う。

入江昭は、「さまざまな地域出身の個人や集団が文化的交流を通じて、国や民族とは異なる共同体を形成しようとしてきた」「努力」を「文化国際主義」と名付けている。それを「文化的交流」を通じた「脱国家的な行為によって平和的かつ安定した世界秩序を希求する国際主義」とも述べている<sup>9</sup>。この対極にあるものとして、国家という共同体が「文化的交流」を通じ他国における自国への理解と自国の影響力の拡大の促進を図る形態が考えられる。これを仮に「文化愛国主義」と名付ける<sup>10</sup>。入江の「文化国際主義」の中の「平和的かつ安定した世界秩序」を「世界文化ノ進展及人類福祉ノ増進」と読み替えると、芝崎のいう「文化的使命観」は、「文化愛国主義」により世界文化の是正を図ることで「文化国際主義」を達成する（入江の考えるような「脱国家的行為」を通じてではないが）と観念したという所説であると解釈できよう。

本稿は、両国の文化を通じた国際関係構築活動がどのような軌跡を辿ったのか、草創期、戦後期、転換期、冷戦後の四つの時期においてその展開を見るものである。その際、「自国への理解の促進」、相互理解の増進、「他国（世界）への貢献」という三つの目的形態、或いは「文化愛国主義」と「文化国際主義」という概念を参照し、ドイツについては「拡大された文化概念」を、日本については「文化的使命観」という特徴を観察する。

## II. 草創期

### （1）ドイツ対外文化政策の成立と展開

#### イ. ドイツ帝国の解体と対外文化政策の発生

第一次世界大戦に破れたドイツ帝国は約13%に及ぶ領土を周辺諸国に割譲した<sup>11</sup>。オーストリア・ハンガリー帝国は民族自決によって解体し、かつて東部国境をなした地方はポーランド、ルーマニアに編入された。ドイツ及びオーストリア領の大幅な縮小によって、領土とドイツ民族居住地の間に大幅な乖離が生まれ、1千から1千2百万人と推定されるドイツ系住民が両国の外に取り残された<sup>12</sup>。

このような状況下で、ドイツ人の民族性を明らかにし、特に国境の外に取り残されたドイツ系住民の民族性を涵養してゆくことがワイマール共和国の重要な課題になった。これは、1920年に初めて設立されたドイツ外務省文化局の正式名称が「外国におけるドイツ民族性と文化案件局」（Abteilung Deutschtum im Ausland und kulturelle Angelegenheiten）であったことにも伺える<sup>13</sup>。

好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを目的とする」。

8 柴崎厚士「近代日本と国際文化交流」（有信堂、1999年）44～47頁、芝崎厚士「対外文化政策思想の展開—戦前・戦後・冷戦後」（酒井哲哉編「岩波講座 日本外交 第三巻 外交思想」、岩波書店、2013年、125頁）

9 入江昭「権力政治を超えて」（篠原初枝訳、岩波書店、1998年）4頁

10 類似の考え方として、川村陶子は「国家中心的」と「多様な社会集団重視」を挙げている。（川村陶子「文化交流政策の中の文化と国家」〔平野健一郎編「国際文化交流の政治経済学」、勁草書房、1999年、32～33頁）

11 オットー・ダン「ドイツ国民とナショナリズム」（末川清他訳、名古屋大学出版会、1999年）175頁

12 Eckhard Michels "Von der Deutschen Akademie zum Goethe-Institut" (R. Oldenburg Verlag, 2005) P. 23. ワイマール期の対外文化政策の説明はこれに拠る。

13 同上 P. 23

在外ドイツ系住民の民族性を涵養し維持する数多くの団体の中で1924年にミュンヘンの民間人が主体となって設立した団体が「ドイツ民族性の学術的究明と涵養についてのアカデミー/ドイツ・アカデミー」(Akademie zur wissenschaftlichen Erforschung und Pflege des Deutschtums/ Deutsche Akademie)である<sup>14</sup>。ドイツ・アカデミーは、既存の類似団体と競合するものと見做され、政府補助金や民間寄付の獲得に多くの困難を伴ったので、常に財政難に悩むこととなった<sup>15</sup>。そのような折に、1928年にベルリンでドイツの民族性に取り組む諸団体が集まった会議で、外国向けの文化活動は今後在外ドイツ系住民の民族性維持に限定されるのではなく、東方や南東ヨーロッパの非ドイツ系民族へのドイツ文化仲介活動に一層力を注ぐべきであると意見が一致した<sup>16</sup>。ドイツ・アカデミーはこれに力を得て、事業の重点を競合団体のない、南東ヨーロッパ諸国住民を中心とする外国人へのドイツ文化普及に移していった<sup>17</sup>。

#### ロ. 対外文化政策の民間仲介団体活用と中核としてのドイツ語教育

当初在外ドイツ系住民への文化政策に重点を置いてきたドイツ外務省も、外国人を対象とするドイツ文化普及に関心を寄せるようになり、ドイツ文化普及は国策としての地位を占め始めた。その際、その実施は民間団体に委ねることが経済的であり、専門性の蓄積も可能で、国策から遠い印象を与えることにより外国人に受容されやすいという理由から、ドイツ・アカデミーという民間団体に事業を委ねる形式をとった<sup>18</sup>。民間仲介団体の活用はドイツの対外文化政策の特徴であるが、これはすでに戦間期から形成されてきたものである。

この際、ドイツ語教育がドイツ文化普及の中核を占めた<sup>19</sup>。分邦体制が久しく統一的な文化像を示すことが難しかったドイツにとって、ドイツ語はドイツ文化を担うものとしてだけでなく、ドイツ文化の本質として呈示できる唯一のものであった<sup>20</sup>。

#### ハ. ドイツ語教育の拡大と統制の強化

外務省は、ドイツ・アカデミーが行う外国人へのドイツ語教育へ1929年に初めて5万ライヒス・マルク(RM)の一時的な補助を与え、1931年からは毎年国庫補助金を与えるようになった。ナチスが政権を取った1933年には外務省文化局予算も大幅に拡大した。同年のドイツ語教育への補助金は36,500RMであり、これはドイツ・アカデミー総予算の約1/4を占めた。補助金は、1930年代半ばには65,000RMに達し、アカデミーの重要な収入源となった<sup>21</sup>。

この間、ドイツ・アカデミーは1930年から外国人ドイツ語教師養成のための夏の講座を開始し、ゲーテ没後百年にあたる1932年には外国人ドイツ語教師養成のための内部組織として「ゲーテ・インスティトゥート」(Goethe-Institut zur Fortbildung auslaendischer Deutschlehrer)を設立した<sup>22</sup>。外国におけるドイツ語教育事業は順調に発展し、1933年には20講座に学習者2千人を数えるのみであったのが、1939年には15ヶ国、45講座、派遣ドイツ語教師57人、学習者7千人、1943年には派遣ドイツ語教師180人、学習者6万人を数えるに至った。ドイツ・アカデミーの予算規模も拡大し、1941年には総予算44百万RMに達したが、うち3/4の33百万RMが補助金であった。海外ドイツ語講座は言語教育だけではなく、小文化会館的な機能も果たした。

当初、国家の直接の影響力行使の手段と見做されることを避け、民間団体の活動に意義を見出した外国人向けドイツ語教育事業であったが、この事業が国策として重視され、国庫補助金が増えるにつれて、国家の干渉と統制が強化された。1936年にはゲッベルス率いる宣伝省が対外文化政策に関与するようになり、対外文化政策がプロパガンダ化してゆく。1943年には外務省やドイツ・アカデミーに親衛隊(Schutzstaffel)が配属されている。在外ドイツ系住民の民族性涵養活動から出発したドイツ・アカデミー内で、当初軽視されていた外国人へのドイツ語教育を一貫して推進したフランツ・ティアフェルダー(Franz Thierfelder)<sup>23</sup>は、早くから、外国におけるドイツへの強い不信感の中

14 同上 P. 28

15 同上 P. 36～39

16 同上 P. 50

17 同上 P. 61

18 同上 P. 62

19 同上 P. 54

20 同上 P. 76

21 同上 P. 75

22 同上 P. 80～82

23 フランツ・ティアフェルダーは1926年にドイツ・アカデミー広報担当となり、1929年から1937年まで同アカデミー事務総長を勤めた。

で信頼を得るためには外国での文化事業には互恵性と公明性が必要と主張していたが<sup>24</sup>、在外ドイツ語講座での反ユダヤ宣伝に反対したことが原因で1938年にドイツ・アカデミーを去っている。

## 二. 敗戦とドイツ・アカデミーの解散

ドイツ・アカデミーは、戦時においても同盟国、中立国や占領地でのドイツ語教育を継続して推進し、最盛期には250のドイツ語学校に1千人のドイツ語教師と職員を擁するまでに至ったが、ドイツの敗戦とともに解散させられた。戦後の1951年に外国におけるドイツ語教育とドイツ文化を推進するためミュンヘンで設立されたゲーテ・インスティトゥートは、ドイツ・アカデミーもその中に置かれたゲーテ・インスティトゥートも前身団体とは見做していない。

### (2) 国際文化事業の成立と展開

#### イ. 国際文化事業の淵源

日本の国際文化事業の淵源には、「東方文化事業」（事業開始時における名称は「対支文化事業」）<sup>25</sup>と「学芸協力国内委員会」の二つの淵源があった<sup>26</sup>。東方文化事業は、日本政府が国際文化事業を開始し外務省内にそのための組織を作る契機となったが、事業自体は太平洋戦争の敗戦で終息した。

第二の淵源である学芸協力国内委員会は、国際連盟の下に設置された知識人の国際的委員会の活動を支援する日本側組織として設立されたものである。設立に参加した日本の国際派華族の中には、1934年に外務省からの補助金を受けて設立された財団法人国際文化振興会に参与した者も多い<sup>27</sup>。国際文化振興会は1972年の国際交流基金設立の際に解散し、その「一切の権利と義務」は国際交流基金に「承継」された<sup>28</sup>。国際文化事業のこちらの系譜は形を変えながら現在に至っている。

#### ロ. 東方文化事業

東方文化事業開始の背景には、大正期の中国人日本留学生の急減と米国留学の活発化がある<sup>29</sup>。中国人留学生は1905年の科举制度廃止以降急速に拡大し、1906年には1万3千名を超えたと言われる<sup>30</sup>が、以降は急激な減少を見た<sup>31</sup>。その理由の一つは、日本の露骨な対中政策への中国人の反発にあった<sup>32</sup>。

他方で、米国政府は1908年に義和団事件賠償金<sup>33</sup>の一部を利用した中国人の米国留学制度を発足させ、当初4年間は毎年100名、その後29年間は毎年少なくとも50名を招聘することとし、清国政府は留学予備教育機関として肄業館（後に清華学堂）を設立した<sup>34</sup>。

米国の積極的な対中教育攻勢と日本の対中政策に対する中国の強い反発を見るに及び、日本政府は1923年「対支文化事業特別会計法」を制定した。これは、義和団事件賠償金及び山東省関係補償金を財源とする事業で、「中国人留学生への学資補給、研究機関での学術研究、東亜同文会や同仁会による医療・教育を主な内容とする。この事業は、巨視的には、日本の対中進出を容易にするための懐柔策であった」<sup>35</sup>。

これに対し、中国の有識者は賠償金請求の放棄を根強く求める一方で、事業の発足にあたり、図書館・博物館・研究所等学術振興の基礎となる施設の設定と日中共同の事業運営を求めた<sup>36</sup>。これを受け日本政府は、1924年に中国と協定を締結し、日中共同委員会を設立するとともに、北京に図書館及び人文科学研究所、上海に自然科学研究所を設

24 “Von der Deutschen Akademie zum Goethe-Institut” P. 67

25 1923年に制定公布された「対支文化事業特別法」に基づいて開始された事業の名称は、本稿では、山根幸夫「東方文化事業の歴史」（汲古書院、2005年）に倣い「東方文化事業」を使用する。

26 「国際文化交流の現状と展望」（外務省、1972年）6頁、「国際交流基金15年のあゆみ」（国際交流基金、1990年）6頁、岡村敬二「遺された蔵書—満鉄図書館・海外日本図書館の歴史」（阿吽社、1994年）231頁、「近代日本と国際文化交流」32頁

27 1927年に外務省文化事業部長を勤め、1934年の国際文化振興会設立時に常務理事を勤めた子爵岡部長景は、東方文化事業と国際文化振興会の両方に参与した。

28 「国際交流基金法」附則第4条第3項「振興会（筆者注：財団法人国際文化振興会）の一切の権利及び義務は、基金の成立の時ににおいて基金に承継されるものとし、振興会は、その時ににおいて解散するものとする」

29 阿部洋『『対支文化事業』の研究』（汲古書院、2004年）6～7頁

30 同上30～34頁。ただし、阿部は1905～06年の留学生数を確実なところで8,000人程度と推定している。

31 同上48頁

32 同上7頁

33 義和団事件とは、1898年～1900年に華北で起こった反列強・反キリスト教運動で、清朝政府は運動の中心となった拳法結社の義和団を支持し列強に宣戦布告、伊、英、奥、洪、独、日、仏、米、露8か国による軍事行動の前に敗北した。1901年辛丑和約を結んで、39年年賦[年率4%]で総額4億5千万両、元利合計9億8千万両の巨額の賠償金を払うこととなった。うち日本の取得割合は7.7%であった。

34 同上93頁

35 三浦裕史「解説」（『岡部長景日記』、尚友倶楽部、1993年、612頁）

36 『『対支文化事業』の研究』221～224頁

立して中国での学術振興を図る施策も導入することとした<sup>37</sup>。

この日中共同事業は、中国の教育権回収運動に代表されるナショナリズムに翻弄されて難航した挙句、1928年の済南事件<sup>38</sup>により中国側委員が委員会から脱退し、中国政府が協定廃棄及び賠償金全面返還を要求するに至って、日本政府の単独事業となった<sup>39</sup>。その後、日本国内に東方文化学院東京及び京都研究所が設立され、満州事変後は「対満文化事業」から「北支新事業」へと文化工作化を進めて行った<sup>40</sup>。この間、1938年には事業の主管が外務省から興亜院に移管し、戦時色が深まるとともに統制が強化され、日本の敗戦とともに烏有に帰した<sup>41</sup>。

阿部洋は、出淵勝次外務省対支文化事務局長が1924年の対支文化事業調査会第一回会合で事業の基本方針として述べた発言、「事業其ノモノ直接目的トスル処ハ日支親善ニアラスシテ、畢竟東洋文化ノ淵源ヲ探究拡充シ、且之レカ向上発展ヲ図リ、(中略)進ンテ世界文化ノ為貢献セントスルニ在リ」を引き、「同文化事業が直接目的とするのは『日支親善』といったところにはなく、『東洋文化ノ淵源』を探索し、その向上発展により、(中略)世界文化の発展に寄与するところがあり、『日支親善』は随伴的なものとしていた」と述べている<sup>42</sup>。

芝崎も、出淵の二代後の東方文化事業責任者坪上貞二の出淵と同様の発言を引いた上で、「世界文化の統一や、世界文化への貢献を目的とした東方文化の宣揚は、日本が中心的な役割を果たしてはじめて達成されるという論理は、(中略)普遍主義的理念の真の実現が日本の国際的地位の向上、および東洋文化の世界文化への市民権の付与によってはじめて達成されるという論理と同一のものである」と述べ<sup>43</sup>、この論理は国際文化事業のもう一つの淵源にも見てとれるという。

#### ハ、国際連盟学芸協力国内委員会

国際文化事業の他方の淵源である学芸協力国内委員会が国際連盟協会内に設立されたのは1926年である。委員として樺山愛輔伯爵、黒田清伯爵、岡部長景子爵、團伊能男爵等の国際派華族が参加した<sup>44</sup>。学芸協力国内委員会は、「人間同士の知性の連合」を唱えたヴァレリー<sup>45</sup>を始めとする諸国の知識人を委員として1922年に国際連盟の一機関として設立された「学芸協力国際委員会」に協力するために設立された組織であった<sup>46</sup>。

しかし、学芸協力国内委員会は「人間同士の知性の連合」による平和の実現といった脱国家的な目的を追求するものでなく、当時の世界で圧倒的な存在であった西洋諸国の中で正当に理解されていない東洋文化、特にその代表たる日本の学芸技術を正しく理解させることで東西文化の融和と世界の平和につなげるという「思考の機制」を示すものであるという<sup>47</sup>、いわば文化愛国主義によって実現される文化国際主義を示すものである。東方文化事業は、その「機制」の中で、東洋の盟主である日本による、西洋に向けて主張すべき「東洋文化ノ淵源ヲ探究拡充シ、且之レカ向上発展ヲ図」活動と見做されうるのである。

#### 二、財団法人国際文化振興会の設立

国際連盟脱退後の外交転換期に属する重要政策として民間の有力者を網羅し新たに組織された財団法人国際文化振興会の設立は1934年である。多くの華族役員のうちで、理事長伯爵樺山愛輔、常務理事子爵岡部長景、同伯爵黒田清、理事男爵團伊能等は学芸協力国内委員会委員も勤めた国際派華族であった<sup>48</sup>。設立年度の予算は政府補助金20万円を含め計40万6千円<sup>49</sup>で、東方文化事業の年間支出上限額250万円<sup>50</sup>に比べると遥かに少ない額であったが、その設立

37 同上 237 頁

38 山東省済南居留民保護を名目に出兵した日本軍が北伐軍と武力衝突した事件

39 『『対支文化事業』の研究』459 頁

40 同上 666 及び 667 頁

41 この事業は、東方文化学院京都研究所の建物が京都大学人文科学研究所として名残を留めるばかりである。なお、佐伯修「上海自然科学研究所」(宝島社、1995年)によれば、1991年当時上海自然科学研究所の建物は中国科学院上海生理研究所として残存していた。

42 『『対支文化事業の研究』緒言注

43 「近代日本と国際文化交流」53 頁

44 「KBS30年のあゆみ」(財団法人国際文化振興会、1964)12 頁

45 「権力政治を超えて」72 頁

46 事務局長は新渡戸稲造国際連盟事務次長。大学連携、図書目録、文学美術、知能権の4委員会を設置してジュネーブで年一回会合した。

47 芝崎は、「近代日本と国際文化交流」44 頁で学芸協力国内委員会委員長山田三良の発言を引いて、『『世界平和』や『東西文化の融合』といった普遍主義的な理念の実像は、『我邦の文化に対する誤解』を解き、『我邦の学芸技術を世界各国に紹介』することにあつた』と述べている。

48 財団法人国際文化振興会役員名簿(昭和9年6月現在)

49 「近代日本と国際文化交流」92 頁

50 『『対支文化事業』の研究』200 頁

目的を大きく「本会ハ国際間文化ノ交換殊ニ日本及東方文化ノ海外宣揚ヲ図リ、世界文化ノ進展及人類福祉の増進に貢献スルヲ以テ目的トス」と掲げた<sup>51</sup>。芝崎によると、その裏には、「我国並に東方文化の真義価値を世界に顕揚するは、奮に我国の爲めのみならず、実に世界の爲めに遂行すべき日本国民の重要任務たるべし」という「文化的使命観」があった<sup>52</sup>。

事業は、海外に連絡員を置いた他、講師等の海外派遣、日本文化研究の支援、講演会・展覧会・演奏会の実施、知名内外人及び団体の派遣及び招聘、出版物・映画・写真の作成・配布等であった<sup>53</sup>。このうち、経費効率の良い資料の作成・交換が事業の主体をなした。「日本及東方文化の海外宣揚」を実現すべく殆どが欧米向けの事業であった。

国庫補助金も順次増え、「昭和12年から太平洋戦争の突発に至るまでのこの期間は、組織、事業とも最も充実した時代であり、活力あふれた最盛期の活動が繰り広げられた時代であった。」<sup>54</sup> それと併行して総動員色は濃くなってゆき、1940年には外務省文化事業部が廃止され、国際文化振興会は「国策遂行の（中略）報道及啓発宣伝」を司る内閣情報局へ移管された<sup>55</sup>。

それに合わせ、「設立当初の目標であった『国際間の文化交流』や『日本及東方文化の海外宣揚』は、『東亜新秩序建設』『東亜共栄圏の確立』と読み替えられ、さらに昭和15年度の事業報告（中略）や昭和16年度の事業報告（中略）においても大東亜共栄圏の文化工作やその『共通語』としての日本語の普及といった言葉がとびかっている」<sup>56</sup>。さらに開戦とともに、南方諸地域向け日本語会話袖珍本計画、劇映画「燃ゆる大空」（タイ語版）作成等文化工作色を深めてゆき、1942年以降は予算拡大の一方で、振興会が主体的に行動する余地を喪失して行った。「要するに戦争の宣撫工作を担わされたに過ぎない」（團伊能）だった<sup>57</sup>。振興会が大正期以来の「文化的使命観」を体現して「日本及東方文化ノ海外宣揚」を図ったのは比較的短期間であった。開戦は、「文化的使命観」を発露すべき相手国自体を喪失させ、「国際」文化事業の成立基盤を崩してしまったのである<sup>58</sup>。

### （3）戦間期の対外文化政策と国際文化事業

文化を通じた国際関係構築が国家自身又は国家の支援を得て組織的に開始されたのは、両国とも第一次世界大戦の終結後である。大戦はその名の通り、戦線が欧州を中心に中東から極東に亘ったために、影響は広がった。ドイツも日本も戦争によって大きな変化を経験する。

ドイツ帝国とオーストリア・ハンガリー帝国は敗戦によって帝国が解体し、縮小した領土外に多くのドイツ系住民が取り残されたことから、在外ドイツ系住民を対象とした対外文化政策が生まれ、敗戦ドイツの観方と立場への他国の理解と支持を得ることを狙いとするドイツ文化の普及、特に民間仲介団体による外国人を対象とするドイツ語教育を主軸とする政策に発展してゆく。「自国への理解」促進活動の中において、ドイツ語教育及び在外ドイツ学校支援という事業分野と民間仲介団体による実施を重視するドイツ対外文化政策の特徴が、ここに既に現れている。

他方で、大戦に乗り中国と南洋におけるドイツ利権を獲得した日本は遅れて帝国主義へ参入する。日本は中国における反帝国主義運動の対象となり、また中国人日本留学生の急減もあって、対策としての国際文化事業を日本に開始させる一つの契機となった。ここには、中国等アジア諸国に対し近代化学習を提供する日本の留学事業の淵源を見出すことができる。また、大戦後の平和を確保する方策の一環で設立された学芸協力国内委員会と財団法人国際文化振興会には、東洋文化の代表としての日本文化の欧米に向けた宣揚を通じ「世界文化ノ進展及人類福祉ノ増進ニ貢献」という「思考の機制」を見出すことができる。日本においては、文化愛国主義の促進は文化国際主義の実現という意味を持つものであった。

日独は第一次世界大戦という共通の契機から始まった文化を通じた国際関係構築に異なる特徴を示す一方で、両国とも文化事業の拡大と統制の強化という矛盾を経験する。ティアフェルダーは「文化事業はその使命の遂行において自由であればあるほど、政治指導層に対し進む方向への影響力を強めることができる」と考えていたが、「国家のみ

51 財団法人国際文化振興会寄附行為第4条

52 財団法人国際文化振興会設立趣意書

53 1934年財団法人国際文化振興会事業綱要

54 「KBS30年のあゆみ」19頁

55 「近代日本と国際文化交流」129頁

56 「遺された蔵書—満鉄図書館・海外日本図書館の歴史」240頁

57 「近代日本と国際文化交流」160～167頁

58 芝崎厚士「財政問題からみた国際文化交流」（『国際文化交流の政治経済学』146頁）

が資金を提供できるので、対外宣伝に影響を与えることに対する国家の権利は争えない」とも考えていた<sup>59</sup>。国家の影響から自由であろうとして民間からの寄付に頼ったドイツ民族性涵養事業の遂行が財政難に苦しんだ一方で、外国人向けドイツ語教育への予算が戦争の足音が近づくにつれ拡大するとともに国家の宣伝事業としての統制が深まるといふ、ドイツ・アカデミーの経験は、異なる部分はあっても日本の国際文化事業の体験でもあった。

### III. 戦後期

#### (1) 戦後ドイツの対外文化政策

##### イ. 控えめな態度と過去との訣別

ヨハネス・パウルマンは、戦後ドイツの外交と対外文化政策を特徴づけたのは「控えめな態度」(Haltung der Zurückhaltung)であるとしている<sup>60</sup>。それとともに、1949年に生まれたドイツ連邦共和国が国際社会で認知と尊敬を獲得するためには、過去と明確に訣別した文化国家であることを示すことが必要であった。その意思是、敗戦直後の困窮にあったドイツを救う支援を行った米国の慈善団体等に感謝を示すため、テオドル・ホイス(Theodor Heuss)大統領の呼びかけで国民から1953年春までに150万マルクの寄付を集め、お礼のしるしとして合計2千以上の芸術作品を寄贈した運動に現れている。選定・寄贈された作品はナチスに追われた芸術家の作品であった<sup>61</sup>。戦前の体制との訣別は、1951年のドイツ外務省再興に時を同じくして生まれた「ゲーテ・インスティトゥート」(Goethe-Institut e.V. zur Pflege der Deutschen Sprache und Kultur im Ausland)<sup>62</sup>が、ドイツ・アカデミー内に設置されていた同名の機関との関係を否定して生まれたことにも伺える<sup>63</sup>。ゲーテ・インスティトゥートは、外務省の方針によって、欧州12都市にあったドイツ大使館直轄施設、南米諸国等に現地団体として設立されていた65団体、「ドイツ学術交流会」(Deutscher Akademischer Austausch Dienst)派遣専門家が管理する30の読書室等を1959年から自身に統合することで、ドイツの対外文化政策の代表的機関に成長して行った<sup>64</sup>。

##### ロ. 国民文化像の呈示と模索

1960年代にかけて経済が急速に復興するとともに、ドイツの対外文化政策の関心は、国際社会への復帰から発展するドイツ経済の基礎にあるドイツ像の呈示へと展開してゆく。1965年の施政方針演説でルートヴィヒ・エアハルト(Ludwig Erhard)首相は、「我々の対外文化政策はドイツへの理解を促すために、我々の文明、その偉大な伝統、その伝統が現代に息づくことを知らせる。(中略)我々は、貿易・産業国家として世界に知られたドイツ像を、その一環でもある精神や人間的品性の特徴で補完したい」<sup>65</sup>と述べ、ゲーテ・シラーに代表されるドイツの人文主義的な文化伝統を外国に呈示することを重視した。

外国にどのような自国像を呈示するかは、自国の社会を、そしてその過去及び現在の特徴を考えることにつながる<sup>66</sup>。外国人に分かりやすい自国像を呈示することは、時に呈示しやすい国民文化像の創作にもつながった。その代表的な例として、ウルリケ・シュトル(Ulrike Stoll)は1961年にアジア諸国に派遣されたバイエルン民俗バレエ団(Das Bayerische Trachtenballet)が巻き起こした論争を挙げている<sup>67</sup>。アジアの大衆に受けるように、バイエルン風民俗衣装でクラシック音楽を混ぜながらバレエと民俗舞踊を混濁させて演じられた無言舞踊劇は、親の決めた結婚に背いて恋人との愛を貫くアジア向けの筋立てもあって、インドでは大いに好評を博した。しかし、この外国向けに分かりやすく作られたドイツ像の外国への投射は、国際性を備えた近代的なドイツ像を外国の知識人向けに発信することを重視するゲーテ・インスティトゥート事業部長から強い反対を受けることとなる。こうした「国民文化の創造」に

59 “Von der Deutschen Akademie zum Goethe-Institut” P.51

60 Johannes Paul [Hg.], “Auswärtige Representationen” (Boehlau Verlag, 2005) P.1

61 同上 P.32, 35

62 正式名称は「外国におけるドイツの言葉と文化の涵養のための登録社団ゲーテ・インスティトゥート」

63 Steffen R. Kathe, Martin Meidenbauer “Kulturpolitik um jeden Preis” (Verlagsbuchhandlung, 2005) P.83 ~ 88

64 “Von der Deutschen Akademie zum Goethe-Institut” P. 234

65 “Regierungserklärung der Bundeskanzlers am 10. November 1965 vor dem Deutschen Bundestag in Bonn”

66 “Auswärtige Representationen” P.31

67 同上 P.279 ~ 288

は、戦後の世界を席卷したソ連のモイセイエフバレエ団の影響が見られるように思われるし、1960年代から70年代にかけて日本が海外に送り出した「日本民族舞踊団」の特徴にも通じるものがある。日本の場合も、各地に伝わる郷土芸能を近代舞踊的な群舞にして、外国人に分かりやすい国民文化像を創作したものであった。

ドイツ文化像についての教養市民的な合意が崩れ始めたこの時代、統一的なドイツ文化像を求めるドイツ外務省と自由で多様な現代像を希求するゲーテ・インスティトゥートの間にはしばしば摩擦が生じた<sup>68</sup>。ドイツ社会は1970年代の新しい対外文化政策方針の樹立に向けて動いていた。

## (2) 戦後日本の国際文化交流事業

### イ. 存続した国際文化事業団体

敗戦に伴って日本も主権を失った。これまでの政治体制が否定されるなかで、国際文化事業を担ってきた国際文化振興会も大きな岐路を迎えた。敗戦の翌年早々に開催された国際文化振興会理事会は、「終戦後の新事態に顧み本会前途の針路につき存続、改縮、解散等」の選択肢を検討した結果、「現今既に米国進駐軍方面の要請に応じ（中略）将来彼我接触蜜邇となることの予見せらるるにつき本会事業は時勢に鑑み幾分の調整は之を要すへきも（中略）創立当時よりの目標を更へす同時に米国その他外国文化の国内紹介に一層の努力を増し邁進する」ことに決した<sup>69</sup>。

ドイツと異なり、日本は戦前の国際文化事業団体が形式的にも、また組織目的においても、「幾分の調整」を加えて存続したのである。ただし、国庫補助金の支給が停止されたことで職員を大幅削減し、出版・不動産売却・維持会員からの収入で細々と、進駐軍関係者向けの文化行事、日本語辞典等の編集・出版、映画等の貸出、図書館運営等の活動を続けることとなった。

### ロ. 留学生交流の構造

米国は、1949年に占領地域の救済資金によって初めて留学生50名を訪米させた。1952年にはフルブライト計画の留学生交換を開始し、以後66年まで年平均257名を訪米させ、51名を来日させた。平野健一郎によると「ほぼ一方的に受信型の知的交流」<sup>70</sup>である。他方で、日本政府の留学生事業は1954年に国費留学制度が23人の招聘を以て復活し、1964年には200人を招聘するまでになった。平野健一郎は、国費留学制度を東南アジア諸国等に対し「知的交流において日本が与え手となる関係」を築くものと述べている。

この時代の留学生交流は、冷戦体制において米国等で自由・民主主義等の西洋近代化理念を学ぶと同時に、アジアに対し近代化の手本を示すことに特徴があった。明治・大正期の留学生交流の構造が、西洋で近代化を学び、アジアに近代化の手本を示すことであったことと変わらぬ姿を示している。

### ハ. 民間国際文化交流の役割

戦後の民間国際文化交流の再開において米国は強い影響力を持った。1952年には高木八尺や松本重治他の知米派知識人の手によって「知的交流日本委員会」が結成され、民間国際文化交流団体の設立に向けた活動を始めた。その活動を支援した米国では、1953年に大統領の直轄機関として「広報文化交流庁」(United States Information Agency)が設立され、「諸外国の国民に対して、米国の目的と政策は、彼らの自由、進歩、平和に対する『正当な』願望と合致するものであるという証拠を提供すること」<sup>71</sup>を活動目的としていた。

デイヴィット・ロックフェラー三世の資金的協力で1955年に財団法人国際文化会館を設立した松本重治は、米国との交流について「アメリカのイメージをよりよくするためには、超一流の学者や文化人に日本に来てもらったらどうでしょう」という意見を述べ、国際文化会館を「海外から招く知識人たちと『朝食を一緒にしながら雑談するとか、晚餐を食べ、ブランデーやコーヒーでものみながらゆっくり語り合う』インフォーマルな個人的接触の場」とすることを理想としていた<sup>72</sup>。松本たちは民間交流の先駆者として、米国を始めとする西洋社会へ「自由、進歩、平和に対する『正当な』願望」を示す代表者となり、戦後国際社会への日本の復帰を促進する役割を果たした。

## 二. 政府の国際文化交流事業と国際文化振興会の役割

日本政府の国際文化交流事業は、「国際社会において平和国家、文化国家としての役割を積極的に果たすべきわが国

68 同上 P.25

69 財団法人国際文化振興会昭和21年3月18日第141回理事会議事録

70 賀来景英・平野健一郎編「21世紀の国際知的交流と日本」(中央公論新社、2002年)262及び263頁、267頁

71 渡辺靖「アメリカン・センター」(岩波書店、2008年)41頁

72 松本重治「〈聞書〉わが心の自叙伝」(講談社、1992年)185頁及び191頁、加藤幹雄編著「国際文化会館50年の歩み(増補改訂版)」(財団法人国際文化会館、2003年)10及び32頁



にとっては、対外文化活動の積極的推進が最も重要な国民外交の課題である」との認識のもと、「1953年より国際文化振興会（K.B.S.）、国際学友会等にふたたび補助を行うこととなり、就中前者はわが国の伝統芸術の紹介の中心的存在として世界各国に歌舞伎、能、民族舞踊等の公演を実施し、外国語による日本文化の文献を作成、配布して実績をあげた。」<sup>73</sup>

伝統芸能の海外公演は、1960年代だけでも歌舞伎が7回、能狂言は5回に及び、その他文楽や雅楽の公演も含め主に西洋諸国に派遣されて、豊かな文化的伝統を誇る「文化国家」としての日本を印象づけた。オペラやバレエといった現代芸術公演も行っているが、「団伊玖磨の『夕鶴』や黛敏郎の『曼荼羅』などは西洋のものを扱いながら、どこかに西洋にはない東洋的象徴性ともいえるべき魅力を有し」た作品であった<sup>74</sup>。日本文化の精髓としての伝統芸能の国の委託による西洋派遣は、「日本及東方文化の海外宣揚」を掲げた国際文化振興会の使命が戦後に「幾分の調整」を施してなお生き続けていたことを示している。

他方で、東南アジアには東方ダンシング・ティームや松竹少女歌劇団などの派遣を行っていたが、「従来わが国の文化事業は後進国向けが非常に小規模であったが、東南アジア地域の重要性、とくに同地域にゆがめられた対日イメージが広がりつつあること、経済協力と平行して文化協力を考えねばならぬこと等を勘案すれば、今後東南アジアを最重点地域とすべきである」<sup>75</sup>との意識が1970年代初頭にかけて高まっていた。

### （3）戦後の日独における国際文化交流活動

敗戦による占領を経験した日独両国にとって、主権の回復と国際社会への復帰が最大の課題であった。この目的を達成するためには、両国が平和と民主主義を希求する国家であることを訴えることが重要な手段であった。その意味で、この時期に両国が辿った過程には共通点があると思われる。他方で、戦前の体制に対しての対応には大きな違いが見られ、それが1960年代以降の展開にも影響を及ぼしていることが見られる。

まず、ドイツにおいては戦前の国家社会主義体制の否定と訣別が形式的には明確に行われた。これに対し、日本においては冷戦体制下で戦前の体制について明確な評価と整理が行われないまま戦前の組織が多く存続したが、他方で自由・民主主義等の西洋近代の理念を積極的に受容することで新しい時代と社会を海外に印象づけようとした。

国際社会への復帰のために次に取られた政策は、文化国家としての自国像を対外的に投射することであった。その際に動員されたのが、ドイツにおいては人文主義的・教養市民的なドイツ文化像であり、日本においては西洋を意識した日本の文化的伝統の呈示であった。それは、「控えめな態度」ではあるものの、戦前の「日本及東方文化の海外宣揚」を引き継ぐもので、「文化的使命観そのものへの反省は閑却された」<sup>76</sup>。日独とも外国向けの宣伝に使われた国民文化像には新たにアレンジされた想像上の「国民文化」も含み、ドイツでは海外に呈示される自国像についての論議を惹き起した。

留学という形での文化交流については、日独ともに発展途上国への技術移転という意味を持っていたが、日本では特にアジア諸国への近代化の手本の呈示という意味が籠められ、戦後の急速な経済発展を背景に引き続きアジアのリーダーという意識を残した。

1960年代のドイツの対外文化政策におけるドイツ像の論争は70年代の対外文化政策変革への前兆であり、海外へ急速に拡大する日本経済が惹き起す緊張は70年代の国際文化交流事業の変革をもたらす要因となった。

## IV. 変革期

### （1）ドイツにおける対外文化政策の変革

#### イ. ダーレンドルフの改革

1969年、ヴィリー・ブラント（Willy Brandt）を首班とする連立政権が成立し、東側との緊張緩和を大きく進め

73 「国際文化交流の現状と展望」10及び7頁。なお、この時代の外務省資金による国際文化交流事業は、海外での公演・展覧会の実施等芸術分野の事業、外国語による日本文化関係出版物の製作・配布、外国人留学生の日本語教育、海外への日本語教育専門家派遣等は補助団体を通じて行い、東南アジアの寄贈日本研究講座運営支援、文化人・専門家の派遣と招聘、国際機関を通じた事業は外務省直轄で行っていた。

74 「国際文化交流の現状と展望」61～67頁

75 同上10頁

76 「対外文化政策思想の展開—戦前・戦後・冷戦後」135頁

る東方政策に着手した。ブランドの改革姿勢は対外文化政策にも及び、同年の施政方針演説で「ドイツ文化の外国における呈示は今後、他国民に対し、過去に築いたものの今に息づく姿に加え、移りゆく現代においてドイツにもある精神的な対立と実り多い不安の日々の現実の姿を伝えることをより強く指向する」と述べた<sup>77</sup>。

ブランドの方針は、行政分野では外務政務次官に就任した自由民主党 (Freie Demokratische Partei) のラルフ・ダーレンドルフ (Ralf Dahrendorf) による対外文化政策の見直しにつながり、また立法分野ではキリスト教民主同盟 (Christlich Demokratische Union Deutschlands) の連邦議会議員ベルトルト・マルティン (Berthold Martin) 他による「対外文化政策調査委員会」(Enquete-Kommission "Auswärtige Kulturpolitik" des Deutschen Bundestages) の設置をもたらした<sup>78</sup>。

ダーレンドルフが主導した初めての対外文化政策指針作りでは、ダーレンドルフ自身の言によると、改革を特徴づける二つの基礎的な決定があった。ひとつは、「文化は一つの狭い秘教的な意味で理解されてはならない。文化で重要なのは社会的な価値を持った現にある全体である」ということであり、ふたつ目の決定は、「対外文化政策は一方通行であってはならない。他者を教化しドイツのものの価値を一方向的に説得するのではなく、両方向に通じる橋を築くことが大事である。対外文化政策は交流を目的とするのであって、影響を目指すものではない」ということであった。ダーレンドルフは、対外文化政策はこの改革によって、「諸社会の相互理解が永続する平和的な関係をつくりだすことができるという希望をもたらす時代において、文化は対外関係の核心である」ことができると考えた<sup>79</sup>。

ダーレンドルフの主導による対外文化政策改革は、1970年にドイツ外務省が発表した「対外文化政策指針」(Leitsätze fuer die auswärtige Kulturpolitik) に示された。指針は、文化概念を拡大する必要性を謳い、「対外文化政策は今後一層強く文化的・文明的な現代の問題に取り組む」と述べた上で、「文化は今日もはやエリートグループの特権ではなく、万人に対して提供されるものである。文化は我々の社会における変化のダイナミックな進行過程の一部であり、その進行過程は社会のあらゆるグループの国境を越えた共同作業への道を示す。」と述べている。「これまでの考え方による文化関係の涵養」が「今後も我々の対外文化政策の本質的な要素として残る」としている一方、従来の政策に大幅な改革を施したものであった。指針はさらに、「対外文化政策は国際性と世界に開かれていることを意味する」とし、「他国民及びその文化・学術・社会分野の諸機関・グループ・個人との関係を促進し深める」ものと述べて、その方法として「我々の文化についての情報だけではなく、交流と共同作業」を目指すものとした。対外文化政策の中で重視されてきたドイツ語教育についても改革は例外でなかった。指針は、「伝統的なドイツ語使用地域でドイツ語がさらに促進される」可能性を認めているものの、世界のその他の地域では「ドイツ語は外国における我々の活動を担うものであって、その目的ではない」とした。

このドイツ語観は、ドイツ語教育が伝統的にドイツの対外文化政策の中心であったことを考えると画期的なものであったが、果たして反発も強く、野党議員が主導して設置した連邦議会対外文化政策調査会の報告で揺り戻しを受けることとなる。

ダーレンドルフに招かれドイツ連邦外務省において対外文化政策の調査と評価に携わったコンスタンツ大学のハンスゲルト・パイゼルト (Hansgert Peisert) によると、当時ドイツ連邦共和国の自己投影という一方的な施策はすでに疑わしいものとなっており、パートナーシップに基づいた交流と共同作業が必要という認識がゲーテ・インスティトゥート等対外文化政策の現場で高まっていたという<sup>80</sup>。川村陶子は、対外文化政策関係者の中で政策の見直しを求める意識が高まっていた中で、社会政治の民主化を求める当時の「時代精神」を体現するキーパーソンとしてダーレンドルフが政策過程に入ったことが変革を可能にしたと指摘している<sup>81</sup>。ダーレンドルフの改革は長らくドイツの文化交流政策の基調を形づくるとともに、他国の文化交流機関の事業概念にも大きな影響を与えた<sup>82</sup>。

77 Regierungserklärung von Willy Brandt, Bonn, 28. Oktober 1969

78 Hansgert Peisert "Die Auswärtige Kulturpolitik der Bundesrepublik Deutschland" (Klett-Cotta, 1978) P.15

79 同上 P.16

80 "Die Auswärtige Kulturpolitik der Bundesrepublik Deutschland" P.23 ~ 24

81 川村陶子「ドイツ対外文化政策『改革』とダーレンドルフ政務次官」(日本国際政治学会編『国際政治』第125号、2000年10月、192頁)

82 英国の国際文化交流団体であるブリティッシュ・カウンシル (British Council) で長らく文化交流事業に従事した J.M. ミッチェル (J.M. Mitchell) は、その著書 International Cultural Relations でこの考え方を評価している。(邦訳は「文化の国際関係」、田中俊郎訳、三嶺書房、1990年、85頁)

## ロ. 連邦議会の参与と外務省方針

連邦議会に設けられた「対外文化政策に関する調査委員会」は1975年に「変わりゆく世界においてドイツを文化国家として認知させる」ことが対外文化政策の目的のひとつとする報告を発表した。報告は、ダーレンドルフの主導した対外文化政策方針とは異なるものがあり、ドイツ語教育は「文化外交の本質的要素」として見做され、「需要と受入れ態勢」のあるところではどこでも促進するべきものとされた。また、在外ドイツ学校についても、ドイツ語と現実に近いドイツ像の伝達をする場、発展途上国ではドイツの教育援助プロジェクトと緊密に協力する手段として重視され、従来の対外文化政策を引き継ぐものであった<sup>83</sup>。

この報告に対しドイツ外務省は1977年にその見解を明らかにし、そこで次の五つの対外文化政策原則を表明した<sup>84</sup>。①外交において文化交流を政治・経済関係と同等と見做す。②ドイツ民族の国家として分断にも拘らず、ドイツ文化は一体である。③文化は政治的なもの或いは外交の「婢」ではないが、外交の目標は対外文化政策の領域での方向を同じくする措置で支持される必要がある。④文化の交流及び他国との連携的共同作業が必要であり、その際互恵に基づく拡張された文化概念を考慮する。⑤外国にはドイツの生活、思想及び過去について、均衡がとれ現実に近く自己批判的な像を伝える。ここにもダーレンドルフの改革が色濃く反映していた。

## ハ. 対外文化政策と経済協力

1982年には、自由民主党の外務政務次官ヒルデガルト・ハム＝ブリュッヒャー (Hildegard Hamm-Brücher) が主導した「第三世界諸国との文化的出会いと共同作業に関わる10の命題」(Zehn Thesen zur kulturellen Begegnung und Zusammenarbeit mit Ländern der Dritten Welt) が作成された。発展途上国のアイデンティティの確立と「自助への支援」の実現を重視するこの報告では、対外援助と対外文化政策を関連付け、文化的多様性と文化的アイデンティティの促進、相互理解の促進、自立した教育システムの確立、経済発展と社会文化の結びつきの強化を謳った。

このように、ブランド政権下の対外文化政策の変革は、従来のドイツ文化像の対外投影による「自国への理解」促進政策に、「拡張された文化概念」に基づく相互に開かれた「共同作業」を持ち込むことで文化の社会的な効果も活用され、文化が外交の主要な構成要素となった。ハム＝ブリュッヒャーの提唱した対外文化政策をより緊密に対外援助に結びつける提言も、「拡張された文化概念」に基づく「共同作業」の延長線上に成り立つ考え方である。これによって、ドイツの対外文化政策は、ドイツ語教育とドイツ文化像の対外投影を重視する文化愛国主義と、より広い文化概念に基づく共同作業を重視する文化国際主義との混合形態をとるようになったと言える。

## (2) 日本における国際文化交流事業の変革

### イ. 国際交流基金の成立

高度成長のもたらした躍進する日本経済は日本人に「経済大国」の自覚を生み、日本企業が急速に進出した東南アジア諸国では「経済侵略」との声が生まれた。日本人に対し、経済活動にしか関心を持たない「エコノミック・アニマル」との非難も寄せられるようになった。日米間の不十分な意思疎通から対米相互理解強化の必要性も認識されるようになった<sup>85</sup>。国際交流基金設立準備会議第一回総会の席上で岩佐凱実富士銀行会長は次のように語っている。「私も日米間の貿易、経済の諸問題に触れているわけです。けれども、この両方の問題についての意見の衝突、対立はいまや経済問題としてのみ話し合ってもことが相すむ問題ではない。結局は広い意味の文化交流を一そう密接にしていくことが大切である」<sup>86</sup>。

こうした状況を受けて、佐藤内閣の外務大臣福田赳夫は、「わが国の対外活動が経済的利益の追求に偏するとの批判や、日本軍国主義の復活を懸念する声」があるとの懸念に対し「平和国家、文化国家を志向するわが国の正しい姿を海外に伝え、誤った認識の払拭につとめる」<sup>87</sup> ために、国の手で「特殊な財団」<sup>88</sup> を設立する決意を固めた。設立の経緯から、国際交流基金には日本への理解を促す役割が強く期待され、事業の多くの部分を海外諸国への日本文化紹介、日本語普及そして日本研究の援助が占めることとなった。その意味で、国際交流基金事業の多くは日本人が考え

83 "Kultur und Aussenpolitik" P.75

84 "Stellungnahme der Bundesregierung zu dem Bericht der Enquete-Kommission 'Auswärtige Kulturpolitik' des Deutschen Bundestages" (Drucksache 7/4121)

85 「国際交流基金15年のあゆみ」(国際交流基金、1990年) P.19～20

86 国際交流基金設立準備会議第一回総会は1972年6月5日に開催された。

87 1972年1月第68国会福田外務大臣外交演説

88 1972年3月22日衆議院外務委員会における福田外務大臣答弁

る日本像の対外投影という役割を担ったが、福田外相が国際文化交流に期待したのは日本文化の紹介だけに留まるものではなかった。福田は、国際交流基金の設立を通じ、「世界の平和の中にわが国の平和を求め、世界の繁栄発展の中にわが国の繁栄発展を求め、そういう新しい国の生き方」<sup>89</sup>を示すことを目指し、国際文化交流事業に広範な分野での人物交流を期待するとともに、事業が狭い意味での「文化」分野に留まることを望まなかった<sup>90</sup>。

設立準備会議第二回総会<sup>91</sup>では、米国から招かれた国務省教育文化担当次官補ジョン・リチャードソン（John Richardson, Jr.）が、双方向のコミュニケーションを重視すること、知識人たちは伝統的に政府に不信感を抱いているのでその協力をえるためには政府から独立した組織が必要、文化交流には外国人からのフィードバックが必要、批判者とも付き合い事業によっては批判者にやらせることが有効、イメージをよくしようと努めるよりは知識のレベルを高める努力をせよと述べた。米国にも川村の言う「時代精神」を反映した人物がいたのである。この時代、知識人や国際文化交流に携わる人々の間には国を超えて、自国文化の一方的な対外投影には慎重な観方をする人物も多かった<sup>92</sup>。

他方で、「わが国に対する諸外国の理解を深め」る<sup>93</sup>役割を期待された国際交流基金の発足は、日本政府や国際文化振興会が従来進めてきた海外における日本理解促進や日本文化紹介を日本経済の規模に見合うよう量的に拡充したものと見える。1970年代から80年代にかけての事業が、欧米からの著名文化人の招聘、1981年から翌年にかけてロンドンで開催された「江戸大美術展」等の欧米での大型芸術事業、改革開放を掲げて経済発展を目指す中国に対する日本語教育特別事業、東南アジア・中東・中南米等での国際会議に象徴されている<sup>94</sup>ことを考慮すると、欧米に対し日本文化の独自性を訴えかけ、他方でアジア等に対して非西洋圏の近代化モデルを呈示するという日本の文化交流事業の戦前からの構造は変わっていなかった。

#### ロ. 双方向の文化交流

双方向の文化交流が日本とつながりの深いアジア諸国の間で本格的に実現するのはようやく1980年代末になってからである。1987年竹下内閣発足直後にアセアン諸国に派遣された東南アジア文化ミッションは、双方向の文化交流を実現するためアセアン文化受入れの拠点を日本に設置することを提言し、これを基に1990年に新設された国際交流基金アセアン文化センターは主にアジアの現代文化を紹介するための演劇や展覧会、映画会を実施した。アセアン文化センターは1995年にアジア文化センターに拡充され、文化紹介に留まらず、演劇の共同制作や共同展覧会など文化分野の共同作業に力を注いだ。1997年にインドネシア、シンガポール、タイ、中国、日本、マレーシアの6ヶ国演劇関係者によって上演された作品「リア」や、2001年に7か国の学芸員により43人の現代美術家の作品で構成された「アンダーコンストラクション：アジア美術の新時代」展はその典型である<sup>95</sup>。

#### ハ. 世界への貢献

国際交流基金事業では、1980年代末にもう一つの大きな変化があった。1988年竹下首相は、「内閣の最大目標」である「世界に貢献する日本」の建設のため、「平和のための協力強化」、「国際文化交流の強化」及び「政府開発援助（ODA）」の拡充強化を柱とする「国際協力構想」を発表した<sup>96</sup>。また、「文化、科学技術等多方面にわたって諸外国との交流、世界への貢献を増大」することを「政策運営の基本方向」のひとつとする「世界とともに生きる日本一経済運営5年計画」を閣議決定<sup>97</sup>し、また私的諮問機関として「国際文化交流に関する懇談会」を設置することで、国際文化交流は内閣の主要政策のひとつとなった。1989年、懇談会は報告を発表し、国際文化交流を「安全保障に不可欠」、「世界の文化の発展に貢献する」、「対日関心の高まりに対応する」、「日本の社会の国際化のため」と位置付けることで、国際文化交流に「世界への貢献」という新しい理念を導入した。

1990年、日米安全保障条約三十周年記念に米国を訪問した安倍晋太郎特派大使は、ワシントンにおいて「変化の

89 国際交流基金設立準備会議第一回総会における福田赳夫外務大臣挨拶

90 「国際交流基金15年のあゆみ」（国際交流基金、1990年）P.18には、外務省事務局が新組織の名称として当初予定した「国際文化交流事業団」から福田外相が「文化」の文言を削除させたことを記している。

91 国際交流基金設立準備会議第二回総会は1972年8月17日に開催された。

92 設立準備会での阿川弘之、江藤淳、衛藤瀋吉の発言参照。（「国際交流基金15年のあゆみ」P.23～26）

93 国際交流基金法（1972年6月1日法律第48号）第1条

94 「国際交流基金15年のあゆみ」P.39～41

95 「国際交流基金30年のあゆみ」P.271～272

96 「国際協力構想」は1988年5月4日英国ロンドン市長主催午餐会席上での演説によって発表された。

97 1988年5月27日閣議決定

時代と日米同盟関係」という演説を行い、その中で、「今後の日米関係の課題」に対応する方策のひとつとして、「日本と米国は、世界的な課題について大きな責任を分かち合うパートナー」であると述べ、「日米親善交流基金」の創設を提言した<sup>98</sup>。政府は、90年度の補正予算で、「日米親善交流事業」実施のため国際交流基金に400億円を追加出資した。日米親善交流事業は、「日米両国が国際的責任を分かち合い、世界に貢献するため、世界的視野に基づく協力を推進する」こと、及び「相互理解に基づく揺るぎない日米関係を実現するため、日米各界各層における対話と交流を促進する」ことを目的とし、「グローバル・パートナーシップ推進のための知的交流」と「地域レベル・草の根レベルでの相互理解の推進」を実施した<sup>99</sup>。このうち知的交流事業は、政治・経済・社会等の広範な分野における日米の共通関心テーマについての研究や会議を支援する事業であって、日本における「拡大された文化概念」に基づく「共同作業」であると言える。

### (3) 変革期の日独の文化交流政策

1970年代は、日独ともに文化交流政策上の大きな変化があった時期である。ドイツにおいては、ドイツ文化像の対外投影を中心とした政策が70年代初頭に大きく見直され、文化概念の拡張と共同作業の重視という新たな理念が導入された。しかし、すべてが変革された訳ではない。ドイツ語教育重視政策の見直しは定着しなかった。文化に社会的な意味をより強く見出す考え方は、対外援助と対外文化政策をより緊密に結びつける1980年代の提言まで一貫して対外文化政策の基礎となっており、外交における文化の役割を具体的な社会的効果に求める方向に進んで行ったことが窺える。

他方で、日本では1970年代初頭に国際交流基金が設立され、国際文化交流事業の実施体制が大幅に強化された。それを主導した福田外相の構想では幅広い分野の事業を想定していたが、「誤った認識の払拭につとめること」に対応する役割が期待されたために、事業としては日本理解の促進が中心となり、この限りでは「我邦の文化に対する誤解の甚しき現代に於ては」「国民相互の誤解を一掃する」ことを眼目とした大正期以来の「文化愛国主義」は本質的には変わっていなかった。発展を遂げる日本経済の背景にある日本文化の特質に世界の関心が集まり、それに応える事業を積極的に行っていたことを考えると、関係者がどの程度意識していたかはともかく「文化的使命観」の構造は根強く生き残っていた。

1980年代末からの双方向交流と、90年代に入って始まった知的交流事業は、日本の国際文化交流に「相互理解の増進」と「世界への貢献」という理念の拡大をもたらした。日本でもやはり、「拡張された文化概念」に基づく「共同作業」が重視されている。

2004年に制定された「独立行政法人国際交流基金法」は、基金の目的の一つに「文化その他の分野において世界に貢献」することを謳っている。ただし、そうした目的を通じて最終的に達成する大目的に「良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与すること」という、外務省設置法に定める「外務省の任務」の一部を引いていることは注目される<sup>100</sup>。

これは、国の関与する国際文化交流事業においては、「世界に貢献」することも最終的には「外務省の任務」である「国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図る」ことに回収されることを明らかにしている。国家が支援する国際文化交流においては「文化国際主義」は「文化愛国主義」に帰着する。

## V. 冷戦後

### (1) ドイツの対外文化政策における価値概念の変化

#### イ. 2000年構想

ヨシュカ・フィッシャー (Joschka Fischer) 外相率いる連邦外務省は、21世紀に向けての新たな政策として発表した「対外文化政策—2000年構想」(Auswärtige Kulturpolitik — Konzeption 2000)のなかで、「我々の外国における

98 「日米親善交流基金」創設は1990年6月20日米国ワシントンD.C.での日米安全保障条約30周年記念昼食会席上での演説によって発表された。

99 国際交流基金日米センター助成事業説明による。

100 「外務省設置法」(1999年7月16日法律第94号)第3条「外務省は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務とする」

文化事業は単に中立ではなく、価値を指向する。民主主義の促進、人権の実現、持続可能な成長、学術と技術の進歩への参与、貧困との闘いや自然資源の保護については明白な立場をとることが必要」と表明した<sup>101</sup>。この考えは同外相の基本的な所信で、雑誌「文化交流」(Kultur Austausch)の前年のインタビューでも「我々ドイツ人は、(中略)対外文化政策においても、民主主義、人権、開放性、批判的な寛容さ、対話に応じる用意などの中心的な価値を伝達する義務を負っている」、「我々は価値相対主義を促進するのではなく、偏見と緊張を緩和するための実り多い討議を行いたい」と述べている<sup>102</sup>。この所信の表明は、同外相自ら認めるように、1970年代初頭以来維持されてきたドイツ文化交流政策のいわば価値中立的な理念を修正するものであった。

この理念修正をもたらした背景を考えることは興味深い。フィッシャー外相は2000年7月4日ベルリンで行われたフォーラム「文化交流の将来」(Forum: Zukunft der Auswärtigen Kulturpolitik)で次のように述べている。「経済の変容を遂げながら近代への参入を摸索する国々の大きな問題は、経済・社会の持続的な発展は法の支配—民主主義や法治国家—なしには保証されないということにある。文化交流は、公的な立場を離れて人権対話や各種交流プログラムなどを通じ市民社会の強化に貢献するという特別な可能性を秘めているので、本来、より顕著でより強く政治的な役割を果たす使命を有している。」<sup>103</sup>

フィッシャー外相の方針に対し、ゲーテ・インスティトゥートのアルフォンス・フーク(Alfons Hug)モスクワ文化会館館長とベルトルト・フランケ(Berthold Franke)広報部長が「南ドイツ新聞」(Süddeutsche Zeitung)紙上で、「文化を人権政策の道具にすることは、何よりも異なる文化の欠点に狙いを定め、弱点を補正しようとするものである。しかし、その弱点と見えるところこそ、もし肯定的なイメージで取り組めばはるかに生産的どころであろう。これが、同じ目の高さの交流を可能にすることである。」と反論し、「文化の道具化」に懸念を表明した<sup>104</sup>。文化の社会的効果を追求することは、文化の道具化と裏腹の関係にある。

「2000年構想」は、「価値の伝達」以外に、「対外文化政策は、ドイツ外交の一環として、その一般的目標と関心(平和の確保、紛争予防、人権の実現、連携的共同作業)を指向し、それを支持する」、「ドイツからの文化を欧州文化の一部として仲介する」、「外国での対話にドイツが参加するのと同様に国内での文化対話も促進する」という興味深い政策変化を表明するものであった。すなわち、フィッシャーの構想は、対外文化政策が相互理解や共同作業を通じた連帯感醸成といった外交の「基盤づくり」に留まるものではなく、より「具体的な外交目的を達成するための手段」であること、そしてドイツが統合の進展する欧州の中に存在するという状況を対外文化政策に反映すること、また、1990年代の急激な移民の増加によって異文化対話が国内統合のためにも必要であるという国内状況を明示するものであった。その意味で、フィッシャーの路線は対外文化政策において、政治優位、成果主義、欧州統合、ドイツ社会の多様化を示すものであった。

## ロ. 対外文化政策の現在

現在のドイツの対外文化政策は、多様な文化活動の場としてのドイツの呈示、教育・学術・研究の立地国としてのドイツの強化、欧州と世界でのドイツ語の普及、教育機関再建援助等による世界の危機予防・紛争防止への貢献、EU共通の職業研修制度の導入による欧州統合の促進、開発途上国での文化遺産修復援助による世界の文化的多様性の維持<sup>105</sup>を謳い、これまでのドイツの対外文化政策で開発されてきた理念を網羅するような形態を見せている。

### (2) 日本におけるパブリック・ディプロマシーへの関心

2005年、小泉首相の設けた「文化外交の推移に関する懇談会」は、「自国についての理解促進とイメージ向上」、「紛争回避のための異なる文化間、文明間の相互理解と信頼の涵養」、「全人類に共通の価値や理念の育成に向けての貢献」を目的とする報告書『『文化交流の平和国家』日本の創造を』を提出した。うち、第一の目的では、「ある国に対する良いイメージが、信頼の形成に大きな影響を及ぼす」とし、「世界の人々の関心と興味を『魅きつける』多様な文化の力を総合的に用いながら日本イメージの向上を図ることが、ますます文化外交の重要課題」との認識を示した。また、「発信」・「受容」・「共生」を柱とする理念を掲げ、第一の柱の「発信」では「『21世紀型クール』の追求として、(中

101 “Ziele und Grundsätze der Auswärtigen Kulturpolitik” (“Auswärtige Kulturpolitik- Konzeption 2000”)

102 “Trendwende in der Auswärtigen Kulturpolitik”(“Zeitschrift für Kulturaustausch” Nr.4/1998)

103 “Forum: Zukunft der Auswärtigen Kulturpolitik” (Auswärtiges Amt)

104 “Die Diplomatie der Kunst” (Süddeutsche Zeitung, 31. Juli, 2000)

105 ドイツ外務省ホームページ「対外文化教育政策の目的と使命」[http://www.auswaertiges-amt.de/DE/Aussenpolitik/KulturDialog/ZieleUndPartner/ZielePartner\\_node.html](http://www.auswaertiges-amt.de/DE/Aussenpolitik/KulturDialog/ZieleUndPartner/ZielePartner_node.html) による。(2013年1月14日)

略)世界における『日本のアニメ世代』の育成を積極的に図り、奥行きと広がりのある日本文化へのさらなる関心を発展させ」ること、「共生」では「『和と共生を尊ぶ心』を普遍的な日本のメッセージとして世界に伝え、『多様な文化や価値の間の架け橋』をめざそう」と訴えた。「和」とは「文化交流を通して、古くはアジア諸地域に、近代以降は主に西洋諸国に学び、そこから多様な文化や文明を吸収し、融合させながら今日の日本文化の土台となるものを築き上げてきた」「日本文化の成り立ちの姿そのものである」としている<sup>106</sup>。

国際文化交流政策に関する首相の私的懇談会報告書が文化交流による日本理解の促進を訴えることは通常であるが、この懇談会報告書の特色は「日本イメージの向上」を掲げ、その方法例として『21世紀型クール』の追求を挙げたこと、「対話を通じた多文化の共生と価値の共有」を目指す活動そのものに「日本文化の成り立ちの姿」を見出していることである。

ダグラス・マ格雷イ (Douglas McGray) が米国の「外交政策 (Foreign Policy)」誌に発表した論文「日本の総精彩 (Japan's Gross National Cool)」<sup>107</sup>で指摘した日本の現代文化の魅力は、外務省に設けられた海外交流審議会の政策提言「日本の発信力強化のための5つの提言」<sup>108</sup>でも日本からの発信強化のために利用することが提案されている。

1990代から続く経済低迷によって世界における日本の関心は大きく低下した。東アジア諸国の経済発展によって、かつては日本が独占していた非欧米圏で唯一の経済大国という地位も揺らいだ<sup>109</sup>。こういう中で、大衆的な現代日本文化は海外の関心を日本に引き寄せる上で貴重な魅力源として注目された。

外務省では英国ブレア政権や米国ブッシュ政権でのプランディングやパブリック・ディプロマシー政策に関心を深め、2003年に省内で広報と国際文化交流を合体して「広報文化交流部」を作った。同部は英語名称を「パブリック・ディプロマシー部」としている<sup>110</sup>。外国国民への働きかけを重視するパブリック・ディプロマシーの定義はさまざまなのであるが、北野充は「自国の対外的な利益と目的の達成に資するべく、自国のプレゼンスを高め、イメージを向上させ、自国についての理解を深めるよう、海外の個人及び組織と関係を構築し、対話を持ち、情報を発信し、交流するなどの形で関わる活動」を指すものとしている<sup>111</sup>。

近年における発信の重視やパブリック・ディプロマシーへの関心を観察すると、発信という面では広報と文化交流の区分が曖昧になり<sup>112</sup>、パブリック・ディプロマシーという面では国益促進のために広報と文化交流を使って外国の組織や国民に働きかけるといった目的意識が高まっていると言える。日本の国際文化交流は、文化愛国主義がより鮮明になり、広報に接近していると言える。

### (3) 冷戦後の日独の文化交流政策

冷戦後のドイツの対外文化政策は、人権等の基本的価値の伝達や文化活動を通じた紛争予防を使命として挙げることで、対外文化政策が外交目的を達成するための具体的手段であることを明確にしたと言える。それとともに、進展する欧州統合や社会の多様性というドイツの現在を対外文化政策にも反映している。いわば、文化が果たす多様な効用に着目し、ドイツの国際関係の多様な形成に生かす目的指向を強めている。

他方で、21世紀の日本の国際文化交流事業は、1980年代末から90年代初頭に実現した双方向交流や「世界への貢献」理念が、日本経済の停滞とともに影を薄め、日本への関心の低下を挽回するような「発信」という名の自己投影が重視されてきた。それと併行して、外交における目的指向を強め、広報との近接化現象が見られる。

日独双方で外交が優越し文化が手段化する傾向にあることは、グローバルに進む競争の激化を反映した実利重視と政策の成果指向を反映したものと思われるが、ドイツが文化活動の効果を多方向で考えているのに対し、日本はいわば対外自己投影への重視過程にあるように思われる。その際、日本の自己理解は「文化交流を通して、古くはアジア

106 報告書『『文化交流の平和国家』日本の創造を』は2005年7月11日に提出された。

107 "Japan's Gross National Cool"(Douglas McGray, Foreign Policy, May 2002)

108 報告書「日本の発信力強化のための5つの提言」は2007年6月20日に提出された。

109 報告書「日本の発信力強化のための5つの提言」は、現状認識として「有識者層においては、近年の中国の急成長等を背景に、諸外国における対日関心が相対的に低下し、特に米国等の政策決定の中核に入るような有力者の中で日本に対する強い関心を抱く者が相対的に減少してことが懸念される」と述べている。

110 「日本の文化外交戦略」(近藤誠一著、「外交フォーラム」2005年12月号所収)

111 「パブリック・ディプロマシー」(金子将史、北野充編著、PHP研究所、2007年)20頁。因みに、渡辺靖は「外国の市民を理解し、情報を与え、影響を与えること、ならびに、アメリカの市民や組織と海外のカウンターパートとの対話促進を通して、アメリカの国益と安全保障を高めること」というUSIAの定義を紹介しているが、「どの概念と重ね合わせるかによって、『パブリック・ディプロマシー』という言葉のニュアンスやイメージは大きく変わってくる」としている。(『アメリカン・センター』[渡辺靖著、岩波書店、2008年]76頁)

112 前述の海外交流審議会報告書は提言の中で広報と国際文化交流事業の区分を設けていない。

諸地域に、近代以降は主に西洋諸国に学び、そこから多様な文化や文明を吸収し、融合させながら今日の日本文化の土台となるものを築き上げてきた」という戦間期以来の国際文化事業における「文化的使命観」を依然として反映したものであった。

## VI. 終わりに

日独の文化交流政策は、第一次世界大戦を経験した後、一方は国外のかつての同胞に対する民族性の保持という課題から、他方は中国での権益を拡大する行為への反撥から生まれた政策という、歴史や環境から由来する違いはあるものの、その後の展開には共通性も多くみられる。文化交流政策の歴史が両国の文化を通じた国際関係形成の軌跡である限り、狭小化した現代世界での歩みは概ね類似の相貌を見せると言える。文化交流政策が自国理解の促進、相互理解の増進、共同作業を通じた世界への貢献という異なった理念に展開する上で、両国は時代精神をほぼ共有してきた。これが歴史を通じて見た一つの特徴である。もう一つの特徴は、「文化事業」と「国家」の緊張を含んだ関係である。そしてこの関係は、結局、その時代の国民が自らと世界をどう見るかに懸っている。